

青森市健康増進センター条例及び青森市市民センター条例の 一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

健康度測定の内容を変更し、青森市健康増進センター及び西部市民センターのトレーニングルームの70歳以上の使用者から使用料を減免して徴収することができることとし、並びに消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、使用料の額を改定するものである。

2 改正内容

- (1) 健康度測定は、「①医学的検査（1年以内の健康診断結果）」、「②運動負荷試験（必要な方）」、「③体力測定」を要件として実施しているが、「①医学的検査」については、施設利用を思い立った時点において、必須の検査項目や健康診断結果が用意できず、申込みできない方がいることや、「②運動負荷試験」については、対象となる方の実績がほとんどない現状にあることから、施設利用の利便性を高め、利用者の増加を図るため、「①医学的検査」、「②運動負荷試験」を不要とし、「③体力測定」に基づき行うことへ内容を変更し、健康度測定の使用料について、現在の体力測定の分として徴収している額を条例に規定するものである。

項 目	改 正 後	改 正 前
健康度測定	体力測定	医学的検査、運動負荷試験 体力測定
健康度測定使用料	2,000 円	1 万円以内で規則で定める額

- (2) 青森市健康増進センター及び西部市民センターのトレーニングルームの利用について、初回に健康度測定を受けた方は、2年目からは選択により健康度測定を受けなくてもトレーニングルームを利用できることとする。健康度測定を受けない方については健康度測定使用料が不要となることから、70歳以上の利用者については、トレーニングルーム利用の際に通常の使用料より減額した使用料を負担いただくよう、免除から減免へ改正しようとするものである。

一方、健康度測定を受けてトレーニングルームを利用する70歳以上の方については、健康度測定の使用料を負担いただくことから、別途、健康度測定相当分（20回）のトレーニングルーム使用料について免除しようとするものである。

項 目	改 正 後	改 正 前
70 歳以上の者	減免	免除

(3) 青森市健康増進センター及び油川、荒川、西部等の各市民センターの使用料について、消費税及び地方消費税の税率改定分を反映させる等のため、改正しようとするものである。

①青森市健康増進センター

項目	改正後	改正前
健康度測定	2,040 円	2,000 円
トレーニングルーム フィットネスルーム ジョギングコース リラクゼーションルーム (以下「トレーニングルーム等」という。)	1 人 2 時間につき 210 円	1 人 2 時間につき 200 円
トレーニングルーム等 回数利用券	210 円券 11 枚で 2,100 円	200 円券 11 枚で 2,000 円

②市民センター (例)

項目	改正後	改正前
油川市民センター		
会議室 9 時～13 時	1 時間につき 340 円	1 時間につき 330 円
会議室 9 時～17 時	通し貸し 2,280 円	通し貸し 2,230 円
古川市民センター		
和風学習室(A) 9 時～13 時	1 時間につき 500 円	1 時間につき 490 円
和風学習室(A) 9 時～17 時	通し貸し 3,550 円	通し貸し 3,480 円
荒川市民センター		
会議室(A) 9 時～13 時	1 時間につき 640 円	1 時間につき 620 円
会議室(A) 9 時～17 時	通し貸し 4,300 円	通し貸し 4,220 円
沖館市民センター		
和風学習室(A) 9 時～13 時	1 時間につき 310 円	1 時間につき 300 円
和風学習室(A) 9 時～17 時	通し貸し 2,170 円	通し貸し 2,130 円
西部市民センター		
視聴覚・OA 学習室 9 時～13 時	1 時間につき 600 円	1 時間につき 580 円
視聴覚・OA 学習室 9 時～17 時	通し貸し 3,960 円	通し貸し 3,880 円
フィットネスルーム ウォーキングコース トレーニングルーム	1 人につき 2 時間以内 210 円	1 人につき 2 時間以内 200 円
フィットネスルーム等 回数利用券	210 円券 11 枚で 2,100 円	200 円券 11 枚で 2,000 円

3 施行期日

(1) は、平成 31 年 4 月 1 日

(2)、(3) は、平成 31 年 10 月 1 日